

# 野辺地町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年5月8日  
野辺地町農業委員会

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化」が具体的に進んでいくように、野辺地町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を下記のとおり定める。

## 記

### 1. 遊休農地の解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標 令和8年度までに15ha解消

##### 【目標設定の考え方】

令和4年度末時点での町内の遊休農地面積は15ha（継続・再発生：3ha 新規：12ha）となっており、この面積について、令和8年度までにすべて解消することを目標とする。

なお、年度内に新たに発生した遊休農地は当該年度内に解消するように努めるものとする。

(ha)

	令和4年度末	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
遊休農地の 解消面積		3	4	4	4
遊休農地残	15	12	8	4	0

#### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み内容

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割による農地パトロール（利用状況調査）と遊休農地の農地利用意向調査の実施の徹底
- ・農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付けの促進
- ・条件が悪いため著しく利用困難かつ農地としての利用見込がなくなった農地などの現況に応じた「非農地判断」の実施

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 令和12年度までに268ha集積

### 【目標設定の考え方】

「野辺地町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、「基本構想」という。）」における担い手の農地利用集積目標では令和12年度までに268haと設定していることから、基本構想と足並みをそろえる形とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み内容

- ・町産業振興課、農地中間管理機構などとの連携強化
- ・農家への今後の農地利用についての意向確認の実施と貸付希望相手（新規参入者でもよい、認定農業者がよい等）の確認

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進について 1経営体/2年度毎

### 【目標設定の考え方】

基本構想において令和3年度から令和12年度末までの間に5名確保することを目標としている。新規就農の入口となる就農相談等の情報収集を行い、新規就農者の発掘に努める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み内容

- ・就農相談は関係機関との連携を図り、新規参入の促進を図る。
- ・経営拡大を行っている農家に対し、農業委員・農地利用最適化推進員などと連携し促進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。